

静岡県公安委員会規則第1号

静岡県迷惑行為等防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年1月23日

静岡県公安委員会委員長 松永由弥子

静岡県迷惑行為等防止条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県迷惑行為等防止条例施行規則（平成25年静岡県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（略）		別表（略）	
市区名	地域	市区名	地域
(略)		(略)	
静岡市葵区	(略)	静岡市葵区	(略)
掛川市	(略)	<u>藤枝市</u>	<u>駅前一丁目及び駅前二丁目</u>
(略)		掛川市	(略)
		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。